

令和6年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年5月2日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	5月2日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己		
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	次 長 兼 税 務 課 長	鈴 木 孝 治
		総 務 課 長	藤 下 真 人		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	住 民 課 長	戸 谷 政 司
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	土 木 農 政 課 長	東 方 俊 樹
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 次	舘 林 久 美
	議 事 務 会 局	局 長	萩 原 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第5 議案第28号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第29号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第7 議案第30号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第8 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第9 議案第28号 蟹江町税条例の一部改正について
- 追加日程第10 議案第29号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 追加日程第11 議案第30号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第1回蟹江町議会臨時会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

4月1日付で職員の異動がありましたので、順次、自己紹介の発言を許可します。

職員の自己紹介にあたり、必要な職員の入場と挨拶後の退席を許可します。

○消防長 竹内 豊君

今年度より消防長に就任をいたしました竹内でございます。よろしくお願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

おはようございます。4月1日より安心安全課長を拝命しました森 実央と申します。よろしくお願いいたします。

○予防課長 綾部 健君

4月1日付から消防本部予防課長を拝命いたしました綾部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防署長 山田 悌司君

おはようございます。4月1日より消防署長を拝命しました山田でございます。よろしくお願いいたします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

4月1日付でこども福祉課長を拝命しました飯田でございます。よろしくお願いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

4月1日より教育課長を拝命しました兼岩です。よろしくお願いいたします。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

おはようございます。4月1日付でこども家庭課長を拝命いたしました古賀慎一郎でございます。よろしくお願いいたします。

○会計管理者兼会計管理室長 服部幸太君

4月1日付で会計管理者兼会計管理室長を拝命いたしました服部幸太です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局主事 大河内里帆君

今年度から議会事務局に異動になりました大河内です。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより令和6年第1回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員長、安藤洋一君、お願いいたします。

○議会運営委員長 安藤洋一君

それでは、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さんは協議会室へ集合をお願いいたします。

○議長 水野智見君

それでは、本会議を暫時休憩とします。

(午前9時03分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時10分)

○議長 水野智見君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、おはようございます。議会運営委員長の安藤洋一です。

それでは、先ほど開かれました令和6年第1回臨時会、第1回議会運営委員会の内容について報告をさせていただきます。

なお、報告のみで口頭報告となりますので、書面の報告は省略をいたしております。

1、令和6年第1回蟹江町議会臨時会の会期について、これは本日1日のみとすることで決定されました。

2、議事日程について、承認第1号並びに議案第28号から議案第30号については精読とし、追加日程により審議、採決をいたします。

なお、議案第30号については、提案理由の説明の後に暫時休憩とし、全員協議会を開催して詳細説明を受けることといたします。

報告は以上です。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番安藤洋一君、14番佐藤茂君を指名します。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、ご提案申し上げます。

承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布された後、翌日までに本条例を公布する必要がある、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったからである。

1 ページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。

蟹江町税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分するものとする。

令和6年3月31日専決、蟹江町長 横江淳一。

蟹江町税条例の一部を改正する条例。

蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど、改正要点で説明させていただきます。

なお、3ページから8ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

蟹江町税条例の一部改正要点（専決）。

附則第11条（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）から附則第15条（特別土地保有税の課税の特例）まで、地方税法の改正に伴い、土地に対して課する固定資産税の負担調整措置の特例を3年延長するものです。

この改正は、令和6年4月1日から適用されます。

以下、参考としまして、商業地等の負担調整につきまして示させていただきましたので、後ほど、お目通しのほうをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第4 報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題とします。

報告を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページをお願いいたします。

別紙としまして専決内容が示されております。

1、専決年月日、令和6年3月29日。発生年月日、令和5年6月21日。発生場所、蟹江町北新田一丁目地内。

概要。職員がお散歩バスの運転中に、信号のない交差点に進入した際、相手方が一旦停止をせず同交差点に進入したため、相手方車両と接触し、物的損害を与えたもの。相手方、岐阜県海津市在住者1名。所属、ふるさと振興課。損害賠償の額、3万4,236円。

この案件につきましては、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することとしまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告しますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

損害賠償額が3万4,236円、そこまでかかっていないんですけれども、お散歩バスと相手方があると思うんですけれども、どのくらいの事故内容だったのか。この賠償額からいって大したことではないのかなと思うところなんですけれども、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、今回の事故につきまして、詳細な概要を説明させていただきます。

先ほど総務部長がご報告させていただいたとおり、事故につきましては、発生年月日は令和5年6月21日の午後2時15分頃でございます。先ほどの別紙のほうに書いてございます専決年月日というのは、お互い示談書が交わされた日ということを前提としてお話をさせていただきます。

令和5年6月21日水曜日、午後2時15分頃、お散歩バス、オレンジコースでの出来事でございます。お散歩バスが北新田集落から出たところのバス停が1つございますが、保健センターに向かうところの道の途中にバス停がございます。そこから発進をしていこうとしたところ、中央道、ハウジングセンターがある交差点からこの岐阜市在住の方の軽四自動車が西の方向へ向けて走ってまいりました。その方は道に慣れていらっしゃるようでございまして、一旦停止の道路標識があったんでございますが、それを全く分からずに、お散歩バスもどうも目に入らなかったようで、お散歩バスがバス停からそろそろと出始めて、交差点に差しかけたところにお散歩バスの左側側面に軽四から前面衝突をして、お散歩バスの横腹をこすった。軽四自動車が前面が破損したという事故でございます。

その事故のお散歩バスの乗員には、運転手のほか5名の方が乗車しておりましたが、すぐお散歩バスの運転手からふるさと振興課に連絡が入りまして、職員が対応に向かったんですけれども、そこで、その方たちのお名前ですとか住所を確認した上で、お体の確認をさせて

いただきましたところ、全然けがは一切、運転手もございませんでした。相手方もけがは一切ございませんでした。

そのところから、車としましては、そこですぐに業者を呼んで、この後の運行に耐え得るものかどうかという確認をしました。そうしたら、ちょっと時間はかかったんですけども、そのバスのこの後の運行には支障がないということでしたので、ほかの職員も総出をいたしまして、蟹江町の公用車を使って、5名の利用者の方の目的地の停留所まで搬送をさせていただいて、事なきを得たと。その後のダイヤ、運行スケジュールには若干の支障があったものの、最終のコースには巡回ができたということでございます。

そうしまして、警察の現場検証等を確認していただいたところ、一旦停止を全く無視して衝突したところではございますが、お散歩バスも事実動いていたところで、過失相殺の割合は1対9というふうに保険屋を通じて認定をされました。

板倉議員がご指摘のとおり、こちらには町側の損害としましては3万4,236円でございますが、事故としてはそんな簡単なものではないわけございまして、町側の損害、特別な仕様のラッピングがしてあったりですとか、そのあたりのところをマイクロバスがあったことでもって、町側の損害は実質150万円でございます。相手方の軽四自動車につきましては、かなり年式の古いもので、残存価値がなくて、廃車扱いとされて、そちらのほうの車の残存価値が34万2,360円ございまして、総額184万2,360円の双方の損害合わせたもので、これを1対9の過失相殺で割ったところ、町側のほうの損失としましては3万4,236円を負担させていただくということの決定でございます。

そのほかにですが、1つお気づきになられた点があると思いますが、発生年月日から専決年月日に至るまでにかなりの時間を要してございますが、こちらのほうにつきましては、お散歩バスの実質の修理は1カ月ぐらいでおおむね修理が完了いたしまして、ラッピングも元どおり復旧して、1カ月で通常ルートに入れることになりました。

通常ですと、そこから1カ月もしないうちに請求書が示されて、保険屋さん同士のお話し合いが始まるところでございますが、今回、特別な事情が2点ございまして、ラッピング、当時、このお散歩バス5年を経過しておる車両でございますが、その当時のラッピング業者さんではない業者さんをお願いするということになったそうです。額としてはそんなに、ラッピングだけの費用としてはそんなに高いものではなかったわけでございますが、そのところで保険屋さん同士の話し合いですとか、業者さんとの話し合いで、額の確定までにかなりの時間、下手すればおおむね1年とおっしゃられても仕方ないところでございますが、これだけの調整にかかって請求書が出された経緯がございます。

それから、もう一つのところでは、このお散歩バスにつきまして、きちっとした保険に、車両保険、損害保険に加入させていただいておるんですが、マイクロバスの代車の費用というのがその保険の中には含まれておりません。含めることができません。これ、普通乗用車

で、皆様のような車、乗っていらっしゃる車、普通乗用車の場合ですと、必ず1カ月ほどの代車費用というのが多分附帯されてくると思うんですが、お散歩バスの場合はこれが無理でございます。そのところで実質1カ月ほどかかったところの料金が50万円弱ございました。保険の対象にならないものを補償しろというのも保険の制度上、ちょっと無理があるところではございましたが、こちらからも双方の保険屋さんに働きかけというか、いろいろご相談をして、何とかならないかというところで、こちらのほうも一部その過失相殺の中に入れていただけたというお話ができました。

この2点を踏まえまして、大変申し訳ないんですが、これだけの時間がかかって示談に至るという経過がございましたので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

詳しい説明ありがとうございます。

多分聞かれるだろうなということで。過失割合が9対1と、こちらが1割分でこの金額でしたと。

実際に、そうすると、お散歩バス、さっき修理等も含めて150万円ぐらいかかったということで、相手からの保険で何とかなるのか。相手側からそんな年数がたっていて、もう評価額ないよということだと、向こうも車両保険、物損とかその辺を任意保険等入っていて、ちゃんと補償できている、できていくのか。ちょっとその辺をお願いします。

○政策推進室長 小島昌己君

相手方の保険がどういうふうに入っていたか、詳細はちょっと存じ上げてございませんが、この34万2,360円というのがけがもなく、物だけが壊れた状態で、多分、保険屋さんが相手方が入っていってらっしゃった保険でそれが賄われたということですので、多分、相手方はそのお金をもらって、後、車を買ったのか、直すことはまずないと思いますが、お金をもらって、それで事故の案件が終了したということと理解してございます。

○6番 板倉浩幸君

聞いているのは、こっちのお散歩バスのほうの修理費用が向こう側からちゃんと払われるものなのか、その辺を聞いています。

○政策推進室長 小島昌己君

お散歩バスの修理費用については、全額負担して、必要な分は負担していただいています。

○町長 横江淳一君

交差点の事故というのは判例がたくさんありまして、100対ゼロというのは今ほぼないんです。止まって追突されたりとか、それから、信号無視で仮に車が交差点に入ったりしても、お互い動いているという状況の中では必ず過失割合が出ます。ですから、本来は我々は払いたくない事例なんです。僕も実は報告を受けたときに、何でという話をしたんですが、お互

い交差点で動いている、警察は過失割合云々ということは、そういう権利はございません。これはあくまでも保険会社、調停に入る方がお互いに話し合いをしながらやっていただく。本来はこれが三万四千何がしという負担はうちとしてはしなくてもよいお金ではあったのは事実であります。ですから、多分、対人対物車両保険は向こうの方は入っていただいていたと思いますし、自分の車の時価が、マックスどれだけ入っていたか分かりませんが、そのときの時価で、全損の場合は全て払われますので、それは向こうの保険で、こちらの保険のてん補できない部分はやられたかと思いますが、我々としては、三万四千何がしという大変小さなお金ですけれども、本来ですと100対ゼロの事案ではないのかなと、私は担当者には言いましたが、こういう状況になったということで、その間、いろんな調整があって、半年以上、もったかかったと、そんなふうにご理解いただければ、お互いの保険を使っているということです。よろしくお願いします。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第5 議案第28号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第28号「蟹江町税条例の一部改正について」。

蟹江町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年5月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例の一部を改正する条例。

蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点において説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

提案理由。この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い規定の整備等の必要があるからである。

なお、15ページから39ページまでにつきましては、新旧対照表となっておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

それでは、40ページをお願いいたします。

蟹江町税条例の一部改正要点。

税目ごとにまとめて改正要点を表記したものでございます。

まず、町民税等になります。

第33条の7（寄附金税額控除）。公益信託の見直しによる所得税法の改正に伴い、規定の整備を行うものです。この改正は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行されます。

第49条（町民税の減免）。第65条（固定資産税の減免）。第125条の3（特別土地保有税の減免）。

大規模災害の場合など、町長が減免要件に該当しないことが明らかであり、かつ減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

この改正は、令和6年4月1日から適用されます。

第54条（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）。私立学校法の改正に伴い、条項の整理を行うものです。

この改正は、令和7年4月1日から適用されます。

附則第4条の2（公益法人等に係る町民税の課税の特例）。公益法人等に係るみなし課税を定める条文であり、地方税法に同様の規定があることから、条例の性格を踏まえ削除するものです。

この改正は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行されます。

附則第5条の2（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）。附則第6条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）。令和6年1月に発生した能登半島地震による雑損控除は、現行法では令和7年度分の住民税が適用対象となるが、令和6年度分の住民税を適用対象とすることができる特例を設けるとともに、条項の整理を行うものです。

この改正は、令和6年4月1日から適用されます。

附則第7条の5（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）から附則第7条の8（令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除）まで。令和6年度分の個人住民税所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を行う特例並びに令和7年度分の個人住民税の額から控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る減税を行う特例を設けるものです。この特例は、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限ります。

この改正は、令和6年4月1日から適用されます。

特別徴収（給与所得）、普通徴収（事業所得等）、特別徴収（公的年金等）につきまして、減税の実施方法、イメージを記させていただきましたので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

では、次ページをお願いいたします。

附則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）。附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）から附則第20条の3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）まで。特別税額控除の対象となる所得割の額について、分離課税分を含める等の読み替え規定を追加するものです。

この改正は、令和6年4月1日から適用されます。

次に、固定資産税です。

附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）。地方税法の改正に伴い、わがまち特例の規定の整備を行うものです。

なお、表につきましては、対象資産ごとに改正の内容を示したものとなっております。後ほど、お目通しをお願いいたします。

この改正につきましては、令和6年4月1日から適用されます。

附則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）。新築の認定長期優良住宅について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当する場合には、区分所有者からの申告書の提出がない場合でも減額措置の特例を適用できることとする規定を設けるとともに、条項の整理を行うものです。

この改正は、令和6年4月1日から適用されます。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第29号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご提案申し上げます。

議案第29号「損害賠償の額の決定及び和解について」。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて議会の議決を求める。

令和6年5月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記としまして、1、事故の概要です。

令和6年2月21日に町道富吉通り線において、車両が老朽化した側溝を通過した際にグレーチングが跳ね上がり、車両を破損させたものでございます。

2、相手方、蟹江町所在の法人となっております。

3、損害賠償の額、103万8,050円。

4、和解事項、（1）町は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として上記金額の支払い義務があることを認める。（2）町及び相手方は本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認をする。

提案理由、この案を提出するのは、町道富吉通り線において発生した事故について損害賠償の額を決定し、和解する必要があるからでございます。

2ページ目をお願いいたします。

補足資料でございます。

損害賠償の額の決定及び和解の概要について。

1、事故の概要でございます。令和6年2月21日に蟹江町所在法人が所有をいたします車両（マイクロバス）が蟹江町大字須成字市場地内の町道富吉通り線を北進していた際に、老朽化した側溝上部を通過したところ、グレーチングが跳ね上がり、助手席側前輪付近が破損し、ブレーキ配線も切断したことで自走不可能となる物的損害を与えたものでございます。

2、協議の経過及び結果でございます。町及び相手方において協議の結果、相手方に損害賠償を行うことにより和解するという議会の議決を条件に合意することとなりました。なお、損害賠償の額ですが、103万8,050円とし、その内訳は、車両損害額44万9,000円、レンタカー代52万2,720円、レッカー代6万6,330円を蟹江町加入の全国町村会総合賠償保障保険の保険金をもって充てさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

事故の発生箇所図でございます。中央の須成公民館東の黒丸の部分が事故発生の箇所となっております。

以上、ご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

事故発生場所が分かりづらいですけれども、地図がついているんですけれども、何か赤く

塗ってあるとか、ちょっと、その辺、お願いしたいのと、今回、全体で100万円ということの、先ほどと全然違うんですけれども、町道の側溝で、ここが偶然跳ね上がったということなんですけれども、全体でその辺の今、今後の事故防止等も含めて側溝関係の、結構ガタガタなところもあるし、その辺を今後どうしていくのか、お願いしたいと思います。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

事故発生箇所図に関しましては、御蔭橋を下りてきた東の公民館の東側の道路、南北に走る道路です。そちらの北進する側なので、左側のところが事故発生場所となっております。

○議長 水野智見君

すみません。ちょっと暫時休憩します。

(午前9時43分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き答弁のほうをお願いします。

(午前9時45分)

○土木農政課長 東方俊樹君

では、位置図につきましては、お配りしました箇所でご確認いただきたいと思います。

今後なんですが、私どもがやっております道路パトロールというものがございしますが、そちらの強化をしながら、あと、住民からの情報提供だとか、区長なりの要望等の情報をいただきながら早期発見、早期修繕に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

事故発生場所は分かりました。

今の答弁でいくと、住民からの情報等を含めてなんだけれども、実際それで本当に大丈夫なのか。全体の町道、本来だったら町道を全部見回りをしながらやらないといけないんじゃないかなと。結構古い場所も。ここも結構古くて、側溝、石原君なんかはよく分かるだろうと思うんだけど、結構ガタガタなところもあって、情報提供だけでは追いつかないんじゃないかなと思っているんですけれども、今後のこういう事故防止も含めて対応をもうちょっとお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、対応策でございますが、先ほど、課長のほうから答弁があったように、日常的にはシルバーのほうに委託をしながら道路パトロールを実施をしております。かつ、先ほど答弁にあったように、住民の方々からの通報や、あと、それと郵便局と協定を結びながら、配達の中で見つけた不具合についても通報いただくようなことにはなっております。

ただ、全てを行ったとしても、町道全てを、不具合を全て網羅することはできませんので、

今回の事故が起きないように、事前にできることとしてパトロールの強化など、取り組んでいきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○13番 安藤洋一君

13番、安藤洋一です。

ちょっと余談になるかもしれないですけども、そういう、この道、見たところ細いのかなと思うんですけども、側溝が跳ね上がるようなスピードを出していい道路なのかとか、そういうことは交渉の話の中には出ていなかったのか。

それから、側溝そのものが道路になるのかどうなのか。側溝ですよ。そのグレーチングは。だから、そこを車両が走っていいのかとか、警察と保険屋さんとか、そういう話は何も出ないんですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

まずは、側溝の部分は道路施設となります。ですから、車道の部分、歩道部分の側溝でないものは車が乗っても大丈夫なものということで設計をして、整備はさせていただいておりますが、今回のことにつきましては、全くもって町側の不手際で、通常車が乗っても大丈夫なところが損傷しておって、車に損傷を与えてしまったということで、保険会社の話し合いの中でも100対ゼロとなっております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第30号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第30号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,593万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億3,383万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いします。

今回の補正予算（第2号）につきましては、地方創生臨時交付金を活用しまして定額減税し切れないと見込まれる方に定額減税可能額と減税前税額との差額を1万円単位で給付する事業経費と物価高騰等の影響が特に大きい低所得世帯、低所得子育て世帯に対して給付金を支給する事業経費を計上させていただくものでございます。

それでは、まず、歳入補正になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億7,579万8,000円。内訳としまして、地方創生臨時交付金（定額減税補足給付金（調整給付）事業）でございます。

それから、2目民生費国庫補助金、補正額1,393万7,000円、内訳としまして、地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（新非課税世帯））、それから、同じく地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（新非課税世帯・こども加算分））、それから、同じく地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（新均等割のみ課税世帯分））、同じく地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（新均等割のみ課税世帯・こども加算分））で合わせまして1,393万7,000円となります。

続いて、20款1項1目繰越金としまして、前年度繰越金を619万5,000円、歳入のほうへ充てさせていただきます。

次ページをお願いいたします。

歳出補正になります。

2款総務費、2項徴税費、1目税務管理費、補正額1億7,579万8,000円、内訳としまして、定額減税補足給付金（調整給付）事業としまして、1節、パートタイム会計年度任用職員の報酬から18節補助金、定額減税補足給付金まで合わせまして1億7,579万8,000円となります。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2,013万2,000円です。内訳としましては、低所得世帯支援給付金事業（新非課税世帯・こども加算分）としまして、3節、時間外手当から18節、補助金、低所得世帯支援給付金（新非課税世帯分）と、それから、同じく低所得世帯支援給付金（新非課税世帯・こども加算分）まで合わせまして1,577万3,000円、こちらは、令和6年度に新たに住民税均等割が非課税となる世帯、1世帯当た

り10万円、それから、同世帯であります18歳以下の児童1人当たり5万円を給付させていただくものでございます。

それから、続いて、内訳となりますが、低所得世帯の支援給付金事業としまして、新均等割のみ課税世帯・こども加算分としまして、3節、時間外手当から18節、補助金、低所得世帯支援給付金（新均等割のみ課税世帯分）と同じく低所得世帯支援給付金（新均等割のみ課税世帯・こども加算分）まで合わせまして435万9,000円、こちらは令和6年度に新たに住民税均等割のみが課税される世帯1世帯当たり10万円、同世帯であります18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。

全員協議会は協議会室にて行いますので、移動のほうをお願いします。

(午前9時55分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 水野智見君

議案第30号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第30号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は精読とされました。

お諮りします。

精読となっています承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、議案第28号「蟹江町税条例の一部改正について」、議案第29号「損害賠償の額の決定及び和解について」、議案第30号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」の計4案件をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4案件を日程に追加し、議題とすることに決定しま

した。

追加日程第8 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第9 議案第28号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

若干、ちょっとお願いします。

税条例の一部を改正で、40ページの第125条の3で、大規模災害の場合など、町長が減免要件に該当することが明らかであるとあるんですけれども、職権により減免を可能とする規定。大規模災害、どのぐらいの規模でこれに対応するのか、ちょっとその辺をお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

職権の減免のところなんですけれども、大規模災害の場合などということで書かせていただきましたが、特に今のところ、基準というものは設けておりません。

今回、能登半島地震のときにこういった規定がないところが困ったという事例があったそうでした、そういったことでこのような準則が出てきておりました。

この準則につきましては、国のほうからは載せるか載せないかは市町村の判断に任せるようなことが書いてあったんですけれども、蟹江町としては、住民の利益になる話ですので、これは載せておいたほうが良いということで載せさせていただきました。

例えば、どれぐらいの災害がというのは、もう本当にそのときの判断にはなと思いますので、決めることはできないんですが、例えば、一例でいいますと、災害救助法の適用がされたような場合、そういったときは恐らくこういった一帯が災害で、燃えてなくなってしまう

ったりとか、そういったときに申請した人だけ減免して、明らかに一帯がないのに減免しないというのはおかしいものですから、そういったときはなるだろうと。

例えば、蟹江町の人口割合でいきますと、住家の滅失世帯数は60というところで災害救助法の適用はされますので、そういったときには恐らくされるだろう。それに近いような状況があるなと判断したときには適用することになると思っております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

追加日程第10 議案第29号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

追加日程第11 議案第30号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これをもちまして、本日の会議を閉じます。

以上で、令和6年第1回蟹江町議会臨時会を閉会とします。

(午前10時51分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

水 野 智 見

13番 議 員

安 藤 洋 一

14番 議 員

佐 藤 茂